

## 南部市場卸売業者の行う卸売の代行取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）第22条及び川崎市地方卸売市場業務条例施行規（平成19年川崎市規則第1号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、卸売業者の行う卸売の代行に関する事項について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(卸売の代行を行う者の承認基準)

**第2条** 市長は、卸売業者が卸売を代行させようとする者が、次に掲げる事項に該当しないときは、条例第22条の承認を行うものとする。

- (1) 条例第10条第4項第3号に該当することとなったとき。
- (2) 川崎市地方卸売市場の仲卸業者、売買参加者、仲卸業者の役員若しくは従業員又は売買参加者の役員若しくは従業員であるとき。

(卸売の代行を行う者の卸売の場所)

**第3条** 卸売の代行を行う者が卸売することのできる場所は、当該承認を受けた卸売業者が条例第62条第1項に規定する利用の指定を受けた売場に限るものとする。

(卸売の代行を行う者の名称変更等の届出)

**第4条** 卸売業者は、卸売の代行を行う者が次のいずれかに該当したときは、第1号様式により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 代行業務を廃止したとき。
- (2) 氏名又は名称及び住所を変更したとき。

(報告)

**第5条** 卸売業者は、毎年1月20日までに、前年における卸売の代行を行う者の取扱実績を、第2号様式の規定により市長に報告するものとする。

(その他)

**第6条** この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式

卸売代行者の名称変更等の届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

卸売代行者の

氏名又は名称.....

南部市場卸売業者の行う卸売の代行の取扱要領第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業務の廃止	年月日	理由
	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

注 該当する事項のみを記入してください。

卸売代行者の取扱実績報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

南部市場卸売業者の行う卸売の代行の取扱要領第5条の規定により、次のとおり報告します。

(数量 トン、金額 千円)

氏名又は名称		
品名	数量	金額